

安芸市立井ノ口小学校いじめ防止基本方針

平成 26 年 3 月策定

平成 30 年 3 月改訂

令和 2 年 4 月改訂

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。

一人でも多くのいじめから子どもを救うためには、まわりの大人一人ひとりが、「いじめはいかなる理由があろうとも絶対に許されない」「いじめは卑怯な行為である」という認識と「いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こりうる」との意識を持ち、それぞれの役割と責任を自覚し、いじめを克服していかなければならない。

また、いじめの問題を根本的に解決するためには、いじめの未然防止の取組を進めることが最も重要である。いじめを生まない学校・学級づくりを推進するとともに、いじめの被害者や加害者になることを恐れて人とふれ合うことに萎縮したり、躊躇したりすることなく、いじめの解決を通して、子どもたち一人一人が「志」や「夢」をもち、その実現に向けて自分の力を思う存分発揮できる学校教育を進めなければならない。

そこで、井ノ口小学校におけるいじめ防止等の対策を、総合的かつ効果的に推進するため、国の「いじめ防止対策推進法（以下「法」という）、国及び高知県・安芸市の「いじめ防止基本方針」を受け、どのようにいじめ防止等の取組を行うかについての基本的な方向や取組の内容等を「安芸市立井ノ口小学校いじめ防止基本方針（以下「基本方針」という）」としてここに策定する。

1 いじめの定義

(定義)

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法）

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童の立場に立つことが必要である。この際、いじめには、多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。例えばいじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。また、「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかやふざけ合いであつても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

加えて、いじめられた児童の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。例えば、好意から行った行為が意図せずに相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、事案を学校いじめ対策組織で情報共有することは必要となる。

なお、いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、法第 22 条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を活用して行う。

2 本校におけるいじめの現状と課題

いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こりうることを教職員全員が認識し、本校の教育活動全体を通じて、子どもたち一人一人の人権を大切にする取組を実施している。それとともに、互いに聴き合い、関わり合う授業の実践に努め、概ね穏やかで温かい学級づくりができています。

しかし、日常生活では、適切な言葉づかいや自分からのあいさつ等が十分にできているとは言えず、軽率な言動で相手を傷つけることがある。

また、特別な支援を要する児童の中には、いじめの被害者や加害者になりやすい傾向を有する児童が少なからずおり、トラブルになることがある。特別支援教育の知見に立ったソーシャルスキルトレーニングや人間関係づくりの取組が必要である。

併せて、道徳意識調査等の結果によると児童の自尊感情が十分に育っていない現状もあり、学校教育全体で、児童の自尊感情を育む取組を続けている。

加えて、外から分かる表情や行動とは異なる認知や感情を持っている児童が存在することに鑑み、学校生活アンケートやQ-Uアンケート、毎日の日記等で児童理解を図っている。嫌な思いをする児童がいる場合は、早急にその児童の思いを聞き、関係する児童がいれば周囲の事実の確認を行っている。明確に相手が存在する場合は指導し、課題を個人だけでなく、可能な限り学級の課題として取り組んでいる。家庭とは、連絡帳や電話連絡・家庭訪問を通じて密に連絡を取り合い、直接話し合うようにしている。地域や関係機関には、必要な場合は協力依頼している。

3 本校におけるいじめ防止等の対策のための組織

法第 22 条により、本校におけるいじめ防止等に関する措置を実効的に行うため、常設の組織「いじめ防止対策委員会」を以下の通り置くものとする。なお、通常は支援委員会として毎月 1 回開催、本校教職員のみで構成し、情報共有と支援の方策について協議する。

(1) 組織の主な役割

- ①いじめの相談・通報を受け付ける窓口
- ②いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有
- ③事実関係の把握といじめであるか否かの判断
- ④いじめの被害児童に対する支援・加害児童に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核
- ⑤学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正
- ⑥学校いじめ防止基本方針が本校の実情に即して適切に機能しているかについての点検、基本方針の見直し（PDCAサイクルの実行を含む。）

(2) 基本構成員と役割

| | |
|------------------|----------------------------|
| 学校長 | 基本方針の策定指針、重大事態への対応、市教委への報告 |
| 教頭 | 校長の補佐 |
| 生徒指導担当 | 生徒指導の観点からの実態把握・対応 |
| 特別支援教育学校コーディネーター | 特別支援教育の観点からの実態把握、対応 |
| 不登校担当者 | 不登校対応の観点からの実態把握、対応 |
| 各ブロック代表 | ブロック代表としての実態把握・対応 |
| 養護教諭 | 健康面等の専門的立場からの実態把握・対応 |
| スクールカウンセラー | 専門的立場からの助言・指導、カウンセリング |
| 該当担任 | 担任の立場からの対応 |

(3) 組織体制の構築と機能

一部の教職員や特定の教職員が抱え込むのではなく、いじめ防止対策委員会や職員会で日頃から情報を共有し、組織的に対応する。

また、いじめ問題等に関する指導記録を保存し、児童の進学・進級や転学にあたって、適切に引き継いだり、情報提供したりできる体制をとる。

加えて、教職員が児童と向き合い、いじめの防止等に適切に取り組んでいけるようにするため、一部の教職員に過重な負担がかからないように校務分掌を適正化し、組織的体制を整えるなど、校務の効率化を図る。組織的に取り組む実行できているかについてチェックリストで点検し、結果を共有し、改善を図っていくようにする。

4 いじめ未然防止のための取組

いじめの問題を根本的に解決するためには、いじめの未然防止の取組を進めることが最も重要であり、次の重点項目を中心に、人権教育と特別支援教育を基盤とした学校経営を推進する。

(1) 温かい学級づくり

- 人権教育と特別支援教育を基盤とした安心安全な学級づくりの推進
- 温かい人間関係づくりの構築

(2) 児童の豊かな心を育む教育の推進

- 「志」や「夢」を喚起し、豊かな人間性を育む教育の推進
- 自尊感情や豊かな感性を育む教育の推進
- ソーシャルスキルトレーニングの推進
- 情報モラル教育の充実
- 人権感覚を育む人権教育の推進

(3) 児童一人一人がもっている力を引き出す生徒指導の推進

- 学校経営に生徒指導の三機能を位置づけた取組の推進
- 児童の主体的な活動の推進
- 縦割り班活動及び異学年交流の充実

(4) 教職員の資質能力の向上

- 校内研修の実施の促進

年に複数回、全ての教職員がいじめ防止基本法の内容を理解するとともに、いじめに対する認知力・対応力向上を学校としての組織的な対応を図るための校内研修を実施する

- 特別な支援を要する児童に対する指導のあり方についての理解

年に複数回、全ての教職員が特別な支援を要する児童への理解を深め、具体的支援について学ぶ校内研修を実施する。

5 いじめ早期発見のための取組

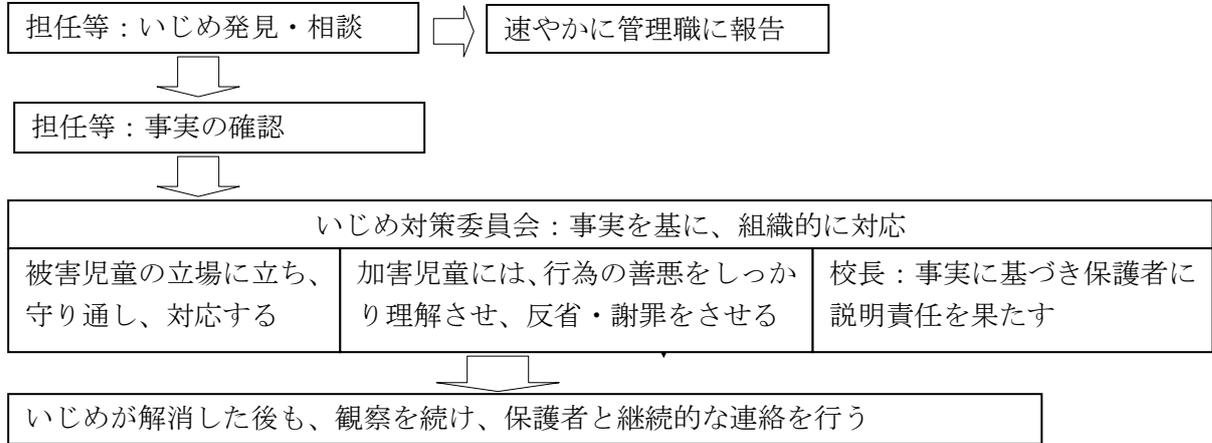
いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、情報を共有することが大切である。いじめの積極的な発見のための重点的な取組項目は以下の通りである。

- (1) 子どもの声に耳を傾ける。(学校生活アンケートやQ-Uアンケートなど定期的な調査、個別面談、生活ノート等)
- (2) 子どもの行動を注視する。(チェックリスト、日常観察等)
- (3) 保護者と情報を共有する。(連絡ノート、電話、家庭訪問、PTAの会合等)
- (4) 教育相談体制の充実(スクールカウンセラーの活用)
- (5) 地域、関係機関と日常的に連携する。(開かれた学校づくり推進委員会、PTA、関係機関等)
- (6) インターネットの情報を入手する。(関係機関との情報共有、情報モラル研修)

6 いじめ事案対処への取組

いじめの発見・通報に対しては、特定の教職員で抱え込まず、速やかにいじめ防止対策委員会を中心に組織的に対応するとともに、教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携し、対応するようにする。被害児童を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童を指導する。その際、社会性の向上等、児童の人格の成長に主眼をおいた指導を行うようにする。

(1) いじめ事案対処フローチャート



- *法を犯す行為に対しては、早期に市教育委員会及び警察等に相談して協力を求める。
- *必要に応じて、市教委に連絡し、安芸市が設置しているサポートチームの活用を図る。

(2) 記録の共有

いじめの事実を客観的に記録するとともに対応等の経過を時系列に記録し組織で共有する。

①いじめの状況

事実の有無、いじめの態様、加害児童・保護者の状況、いじめのきっかけ、発見のきっかけ等

②対応

被害児童・加害児童・保護者への対応、市教委等への報告、再発防止のための対策等

7 重大事態への対処

いじめ防止法第28条の規定により本校は、次に掲げる事態（以下「重大事態」）に対処し、および当該重大事態と同種の発生防止に資するため、速やかに、市教委の指導の下、適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明白にするための調査を行うものとする。

○いじめにより本校に在籍する児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められるとき。

○いじめにより本校に在籍する児童が相当の期間（年間30日を目安とする）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められるとき。

なお、本校において重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うための組織を以下の通り置くものとする。

(1) 組織構成員

いじめ防止対策委員会に加え、主任民生児童委員、また、事案に応じて学校長から専門的知識および経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者に参加を依頼する。

(2) 役割

- ①重大事態に係る調査
- ②調査結果の提供および報告

8 家庭や地域、関係機関との連携

いじめ防止法第3、8、17、27条の規定により、本校に在籍する児童の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図る。学校において、いじめの児童に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果をあげることが困難な場合等には、関係機関との適切な連携が必要である。したがって、平素から関係機関の担当者との情報交換や連絡会議の開催等、情報共有体制を構築しておくことが必要である。

なお、具体的な取組としては次の通りである。

- (1) 家庭訪問や学校だよりなどを通じて家庭との緊密な連携協力を図るようにする。
- (2) 学校、PTA、地域の団体等がいじめの問題について協議する機会を設けたり、開かれた学校づくり委員会を活用したりするなど、地域と連携した対策を推進するようにする。
- (3) 学校警察連絡協議会での情報交換・共有を通じて、児童生徒の状況と対策について協議を行うようにする。また、児童を対象とした非行防止教室や情報モラル講習会等を実施し、インターネットを利用したいじめの防止を図る。
- (4) 必要に応じて、医療機関等の専門機関や教育支援センター、家庭児童相談所、児童相談所、心の教育センター等の関係機関と情報交換を行い、連携した支援の充実を図る。
- (5) 教育支援センター、心の教育センター、警察、児童相談所、法務局等、学校以外のいじめに関する相談窓口の周知や、主任民生児童委員と連携した啓発活動を行うようにする。

9 方針及び取組の検証と評価

いじめ防止法第34条の規定により、いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握およびいじめに対する措置を適切に行うため、いじめの関する項目を学校評価の項目に加え、適正に本校の取組を評価する。

また、より実効性の高い取組を実施するため、基本方針が本校の実情に即してきちんと機能しているかを点検し、開かれた学校づくり推進委員会等との協議により必要に応じて見直すこととする。

加えて、児童とともに学校全体でいじめの防止等に取り組む観点から、基本方針の策定に際し、児童の意見を取り入れる等、いじめの防止等について児童の主体的かつ積極的な参加を促すよう留意する。

10 いじめ防止プログラム年間計画

| | いじめ防止対策委員会の取組 | いじめ防止に関連する主な教育活動 |
|-----|--|--|
| 4月 | ○基本方針の共通理解、児童生徒理解 (組織職員会) ○基本方針の説明(学校だより・PTA総会資料) | ・学級開き ・スタートカリキュラム1年 ・授業参観・PTA総会・学級懇談 ・家庭訪問 ・縦割り掃除開始 ・春の遠足 ・ハッピースマイル運動(毎月20日) |
| 5月 | ○Q-Uアンケート実施・分析 ○学校生活アンケート実施・分析 | ・ミニデイ(年間6回) ・芋掘り5年・年長 ・ハッピースマイル運動 |
| 6月 | ○基本方針の説明(民生児童委員との情報交流会、開かれた学校づくり推進委員会) ○校内研修(特別支援教育・児童生徒理解) | ・参観日・学級懇談 ・人権体験学習4・5年 ・地区児童会 ・宿泊学習5年 ・ハッピースマイル運動 |
| 7月 | ○現状報告・情報交換(地区懇談会) ○校内研修(いじめ・児童生徒理解) | ・参観日・保護者面談 ・ハッピースマイル運動 |
| 8月 | | ・安芸市子ども議会 |
| 9月 | | ・運動会 ・ハッピースマイル運動 |
| 10月 | | ・芋掘り5年・年長 ・ハッピースマイル運動 |
| 11月 | ○校内研修(特別支援教育・児童生徒理解) ○Q-Uアンケート実施・分析 ○学校生活アンケート実施・分析 | ・修学旅行6年 ・人権体験学習1・2・3年 ・参観日・人権講演会 ・ハッピースマイル運動 |
| 12月 | ○学校評価アンケート実施・分析 | ・参観日・保護者面談 ・ハッピースマイル運動 |
| 1月 | ○校内研修(特別支援教育・児童生徒理解) ○報告・評価・協議(開かれた学校づくり推進委員会) | ・参観日・学級懇談 ・ハッピースマイル運動 |
| 2月 | ○報告・評価・協議(民生児童委員との情報交換会) ○基本方針の見直し・修正 | ・学習発表会 ・ハッピースマイル運動 ・うらしま体験6年 |
| 3月 | | ・ハッピースマイル運動 |